

障害者福祉課

指定障害児通所支援事業者の行政処分について

区が、児童福祉法に基づき、区内の指定障害児通所支援事業所に対して実施した監査において、不正請求及び不正な行為が確認されました。

区は、当該指定障害児通所支援事業所（以下「当該事業所」といいます。）の運営法人であるアイピートーク株式会社（以下「運営法人」といいます。）に対し、業務改善について指導するとともに、事案の検証及び再発防止策の実行を命じました。また、今後、運営法人に対して、不正に受給した障害児通所給付費（以下「給付費」といいます。）の返還を命じます。

1 当該事業所の概要

- ・事業所名：すてっぷわん（港区高輪一丁目17番15号）
- ・開設年月日：平成30年2月1日
- ・定員：10名
- ・運営法人：アイピートーク株式会社（中央区日本橋小伝馬町1番1号）

2 経緯

令和4年4月	当該事業所の給付費不正受給の疑いありの通報を受理
5月	当該事業所に実地指導を実施し不正内容を確認
5月～8月	当該事業所に対する監査の実施 ・従業者に対する聞き取り調査の実施 ・不正請求及び不正な行為を確認
9月～10月	行政処分に係る処分内容の検討
11月	行政処分に係る処分内容の決定 運営法人に対し弁明の機会を付与（弁明なし）
12月	運営法人への行政処分の実施及び監査結果通知書交付 業務改善の指導及び再発防止策の実行を指示 本件事案について厚生労働省及び東京都に通知

3 監査結果及び監査により確認された事実

(1) 不正請求

令和3年5月から令和4年4月にかけて、利用児童が通所していない日に通所したとして、不正に給付費を請求し受給した。

(2) 不正な行為

令和3年5月から令和4年4月までの間、不正請求に併せて、利用児童が通所していない日に通所したとしてサービス提供記録を偽造した。

#### 4 処分の概要

処分の内容：指定の一部効力の停止（新規利用者の受入れ停止）

処分年月日：令和4年12月16日

処分期間：令和4年12月16日から令和5年3月15日まで（3か月）

#### 5 返還請求額

605,164円

【内訳】

不正利得分：432,260円

加算分(※)：172,904円

※児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、不正利得分に100分の40を乗じて得た額

#### 6 再発防止に向けた区の実施

区は、本件について区内18か所の指定障害児通所支援事業所及び事業所を運営する法人に周知するとともに、適正な事業所運営の徹底について指導しました。今後は、実地指導や集団指導の際に、法の遵守状況を確認するなど、これまで以上に適正な事業所運営の徹底を図ります。

#### 7 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月	運営法人から再発防止策の報告
3月	実地指導による当該事業所運営状況等の確認 集団指導による区内全事業所への法令遵守等の徹底
適宜	当該事業所への助言等の実施